参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年8月16日 支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原 芳彦

1 当該招請の主旨

本作業は、那覇第二地方合同庁舎 3 号館への移転に伴い、行政情報ネットワークシステムの移設 及び取付調整作業を行うものであるが、以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有 無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造、 動作並びに設定環境を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による 公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 作業名 沖縄気象台行政情報ネットワークシステム機器の移設
- (2) 作業内容 庁舎移転に伴う沖縄気象台気象台行政情報ネットワークシステムの移設及び取付調整 作業等
- (3) 履行期限 令和6年12月27日(金) ※移設予定日は、令和6年11月16日(土)とする。

3 業務目的

沖縄気象台の庁舎移転に伴い、現庁舎(那覇第一地方合同庁舎)に設置している行政情報ネット ワークシステムを新庁舎(那覇第二地方合同庁舎3号館)へ移設及び取付調整作業を行い、気象業 務を継続して遂行することを目的とする。

4 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 令和4・5・6年度国土交通省(全国庁統一資格)「役務の提供等」において、九州・沖縄 地域の競争参加資格を有する者。
 - ③ 沖縄気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2)技術力に関する要件

行政情報ネットワークシステムは、当台職員が担う気象業務や行政事務全般の遂行に必要な サーバ群であることを理解し、これらの業務に支障を与えないように作業を行う技術を有する こと。 (3) 設備・システムに関する要件

本作業を実施するためには事前に入念な動作確認が必要となることから、本システムの性能、機能仕様を理解し、これらの動作確認に必要な設備を有すること。

- (4) 守秘性に関する要件
 - ① 沖縄気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本作業以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本作業終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 沖縄気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
- (5) 情報管理体制に関する要件

本作業で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当台が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。)を適切に管理する体制を有すること。

(6)業務執行体制に関する要件

履行期限までに端末等の移設を完了する体制を有するとともに、稼働後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

- (7)業務実績に関する要件
 - ① 24時間連続運用を行っているサーバシステム等の移設及び取付調整作業等の実績があること。
 - ② 外部を含むユーザーに対し即時性の高いデータ提供を行う全国規模のオンラインデータ処理システム(サーバシステム)と接続する数百台程度のクライアントシステムの構築、導入、業務処理の制作実績があること。

5 手続き

(1) 問い合わせ先

沖縄県那覇市樋川1-15-15
沖縄気象台会計課第一契約係

電話 098-833-4020 FAX 098-833-4300

(2) 説明書の交付期間、場所

令和6年8月16日から令和6年9月4日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年9月5日 17時まで (1)に同じ

持参、郵送(書留郵便に限る)すること。

上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ
- (3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出するこ

とができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。